

商品概要説明書

(令和7年4月1日現在)

商品名	成年後見支援貯金（普通貯金）
ご利用いただける方	○個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方。
期間	○期間の定めはありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○当 J A の口座開設店（所）でのみ、預入できます。 ○1 円以上 ○1 円単位
払戻方法 (1) 払戻方法 (2) 払戻金額 (3) その他	○当 J A の口座開設店（所）窓口でのみ、払戻しできます。 ○家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ○家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 ○公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	○毎日の約定利率を適用します（変動金利）。 ○毎年2月と8月の当 J A 所定の日に支払います。 ○毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ○20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ○金利は店頭の金利表示モニターに表示しています。
手数料	○定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合、当 J A 所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。
付加できる特約事項	○定期交付金の支払手段※として、定時自動送金または振替サービス「振込」の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 ※生活費等毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。
貯金保険制度 （公的制度）	○保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支所または信用部信用課（電話：086-225-9835）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 信用部信用課または J A バンク相談所にお申し出ください。 岡山弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。）
その他参考となる事項	○1 人 1 口座とします。 ○キャッシュカードは発行いたしません。 ○A T M（現金自動貯払機）を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理する A T M を利用した入金と記帳のみ可能です。 ○当 J A の口座開設店（所）窓口でのお取り扱いに限定いたします。

	○通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 8 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。
--	---

J A岡山